

- ：形質変更範囲    —：30m 格子    -：10m 格子    <<：単位区画の統合
- ▨：1,2-ジクロロエチレンについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
- ：第二種特定有害物質（Cr、Pb-C、As、F）について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

※1,2-DCEは1,2-ジクロロエチレン（溶出量）、Crは六価クロム（溶出量）、Pb-Cは鉛（含有量）、Asは砒素（溶出量）、Fはふっ素（溶出量）について汚染状態に関する基準に不適合であることを示す。

※令和7年4月11日 指-140号

別紙⑱の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：1,2-ジクロロエチレン（溶出量）、六価クロム（溶出量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量）、鉛（含有量）

※令和7年6月9日 指-143号

別紙⑱の指定区域は、同区域で予定する工事により第1種特定有害物質の基準に適合する指定区域の汚染土壌が形質変更範囲全体に拡散することが見込まれることから指定の申請を行ったものである。

指定する特定有害物質：六価クロム（溶出量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量）、鉛（含有量）



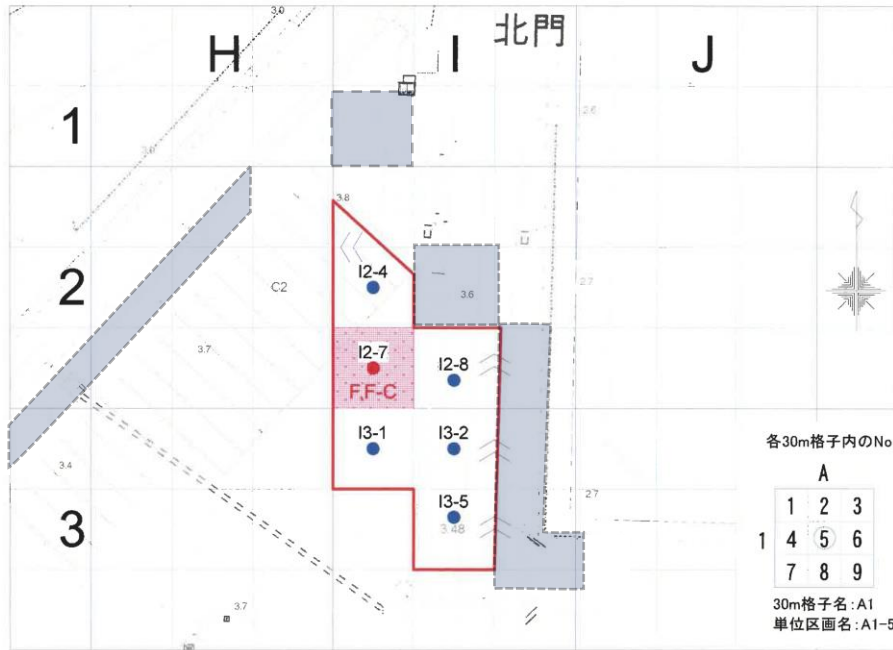


図 4-1 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲  
(北側形質変更範囲：ふっ素)

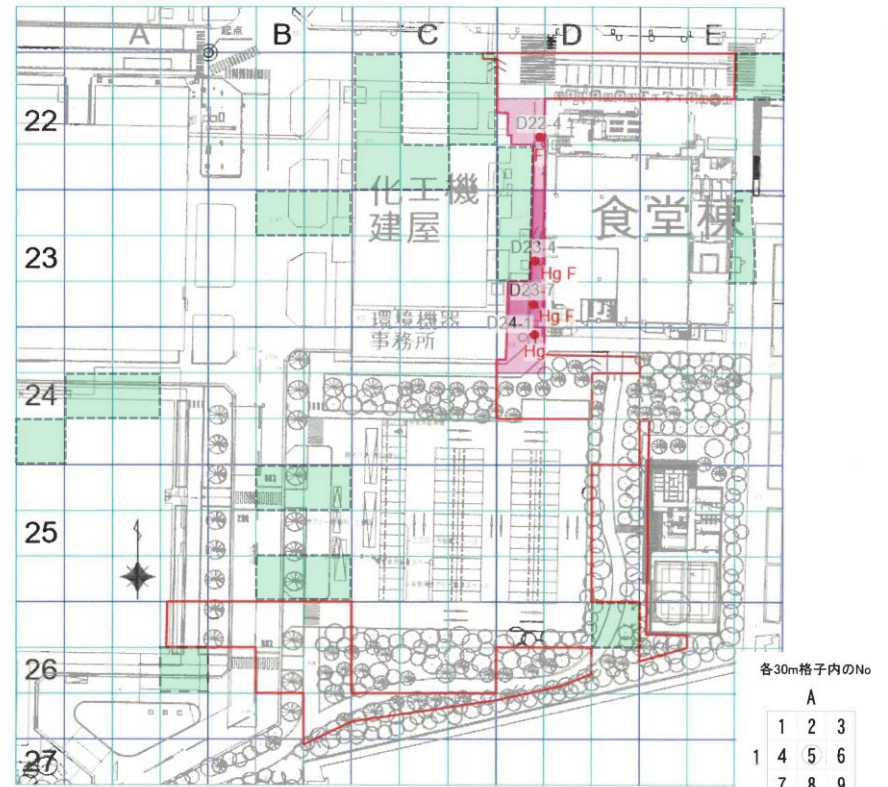


図 4-2 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲  
(南側形質変更範囲：第二種特定有害物質)

- ：形質変更範囲    —：30m 格子    -：10m 格子    ≪：単位区画の統合
- ：土壤試料採取地点（基準不適合地点）    ●：土壤試料採取地点（基準適合地点）
- ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
- ：令和 5 年 6 月 30 日 指-109 号により指定された範囲（別紙④参照）

※地点下の F、F-C は汚染状態に関する基準に適合しない項目（F：ふっ素（溶出量）、F-C：ふっ素（含有量））を示す。

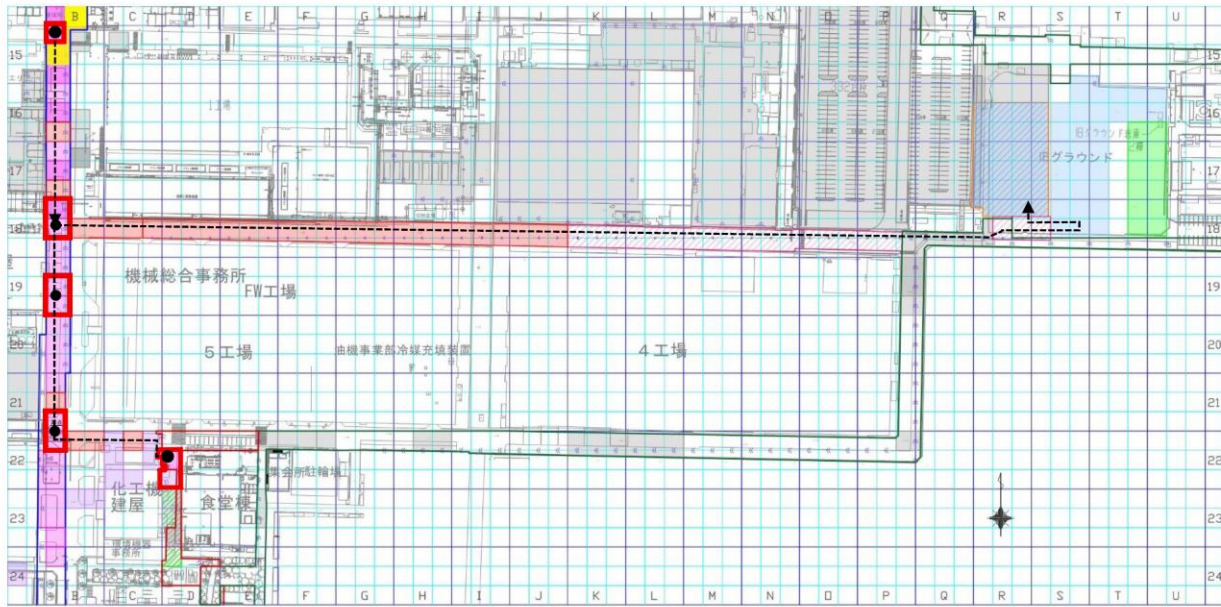
※令和 8 年 3 月 24 日 指-156 号

別紙⑳の指定区域は、形質変更範囲について法第 3 条第 8 項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：水銀（溶出量）、ふっ素（溶出量）、ふっ素（含有量）

- ：形質変更範囲    —：30m 格子    -：10m 格子    ≪：単位区画の統合
- ：土壤試料採取地点（基準不適合地点）
- ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
- ：平成 25 年 5 月 13 日 指-25 号により指定された範囲（別紙①参照）

※地点下の Hg、F は汚染状態に関する基準に適合しない項目（Hg：水銀（溶出量）、F：ふっ素（溶出量））を示す。



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名：A1  
単位区画名：A1-5

- ：本申請における運搬経路の申請範囲（F（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなす。）
  - ：本申請に係る汚染土壌の搬出元となる範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ◀：単位区画の統合
  - ：五線水路 調査範囲（2024年） □：遮水壁東工区 調査範囲（2022年） □：遮水壁東工区 追加調査範囲（2026年）
  - ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（F（溶出量））
  - ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（Hg（溶出量））
  - ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（第一種特定有害物質（溶出量または第二溶出量））
  - ：既往の法第14条申請による運搬経路の指定範囲（F（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地）
  - ：盛土ヤード①の区域指定範囲（Cd（溶出・含有）、Cr（溶出）、Pb（溶出・含有）、As（溶出）、F（溶出・含有）について汚染状態に関する基準に適合しない土地）  
（※今後、右下の一部範囲は、TCE（溶出量）、1,2-DCE（溶出量）、CE（溶出量）についても追加予定）
  - ：汚染土壌仮置き場A-①の区域指定範囲（Cd（溶出・含有）、Cr（溶出）、Pb（溶出・含有）、As（溶出）、F（溶出・含有）について汚染状態に関する基準に適合しない土地）
  - ：汚染土壌仮置き場A-②の区域指定範囲（TCE（溶出）、Cr（溶出）、Hg（第二溶出）、Pb（溶出・含有）、As（溶出）、F（溶出・含有）について汚染状態に関する基準に適合しない土地）
  - ：上記以外の既往の区域指定範囲（全て形質変更時要届出区域に指定）
- ※TCE：トリクロロエレン、1,2-DCE：1,2-ジクロロエレン、CE：クロロエレン、Cd：カドミウム、Cr：六価クロム、Hg：水銀、Pb：鉛、As：砒素、F：ふっ素 を示す。

※令和8年5月25日 指-160号

別紙②の指定区域は、別紙⑭及び⑯の指定区域における各工事にて発生する汚染土壌を別紙⑭に運搬するため、あらかじめ汚染土壌の拡散が見込まれる運搬経路について指定の申請を行ったものである。

指定する特定有害物質：ふっ素(溶出量)